

# 令和 2 年度香川県消費者の食の安全・安心推進計画

香川県

## 目 次

<b>1 基本的な方向</b>	<b>1</b>
<b>2 食についての情報提供・啓発</b>	<b>1</b>
(1) 県民への情報提供	
(2) 講習会の開催、講師派遣などによる消費者教育・啓発	
<b>3 生産者・製造者・販売者との相互理解の推進</b>	<b>2</b>
<b>4 環境配慮の呼びかけ</b>	<b>2</b>
<b>5 食品表示の適正化</b>	<b>2</b>
(1) 適正な表示の実施に向けた指導體制	
(2) 消費者からの情報の収集	
(3) 普及啓発	
(4) 品質表示の適正化への取組み	
(5) 食品衛生監視指導の取組み	

## 1 基本的な方向

食に対する消費者の信頼を揺るがすような事態が続発する中、県民の食の安全・安心への関心は非常に高まっており、行政、食品関連事業者、消費者が、それぞれの責務や役割を果たす中で、食の安全・安心を確保するための施策が実施されることが大切である。

そのためには、これからの消費者は、一人ひとりが食について積極的に情報を収集し、食に対する知識を深めるとともに、食の安全・安心の確保に向けた施策について意見を交換したり、商品選択において環境への配慮を行うなど、自らの責任において行動することが期待されている。さらに消費者からの情報提供などを通じ、食品表示の適正化が一層図られるとともに、消費者が心身ともに健康で安心、安全な食生活を送るため、家庭、学校、地域などで食育に関する普及啓発活動を推進していくことが重要となっている。

このため、「香川県食の安全・安心基本指針」に基づき、本県の地域の実情を踏まえ、「香川県消費者の食の安全・安心推進計画」を毎年度作成し、この計画に従い、各般の施策を実施する。

## 2 食についての情報提供・啓発

食の安全・安心や望ましい食生活についての情報提供を行うとともに、消費者教育・啓発事業を実施し、県民が食品について適切な判断を行い、豊かな食生活を送れるように努める。

### (1) 県民への情報提供

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( ) は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
県ホームページでの情報提供、 メールマガジンの配信等	メルマガ配信 24 回	24 回 (18 回)	24 回
「健康づくり協力店」の推進 (飲食店等での健康情報の提供)	700 店舗	700 店舗 (708 店舗)	682 店舗
食と農林水産に関する情報の収集 ・提供	継続	継続	継続

### (2) 講習会の開催、講師派遣などによる消費者教育・啓発

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( ) は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
食品衛生教室	200 人*	250 人* (141 人)*	103 人*
食の安全普及啓発事業における 講習会	30 回*	30 回、1,000 人* (16 回、329 人)*	33 回、721 人*
消費生活センターの実施する講 座、講師派遣	30 回	20 回 (26 回、729 人)	28 回、692 人

(\*は高松市保健所分を含む)

### 3 生産者・製造者・販売者との相互理解の推進

生産者・製造者・販売者と消費者との情報や意見の交換により、両者が相互理解を深め、消費者の期待に沿ったよりよい食品供給につなげる。

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( )は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
三者懇談会・三者座談会(生産者・製造者・販売者、行政、消費者の意見交換)	4 回、104 人	4 回、110 人 (3 回、80 人)	4 回、97 人

### 4 環境配慮の呼びかけ

農林水産物の生産は、環境の影響を大きく受けることなどから、食の安全・安心の確保のためには、県民の環境へ配慮する意識の向上が求められている。そこで、県民に環境にやさしい買い物の推進を呼びかけるとともに、広く地球環境を見据えた県民の環境へ配慮する行動についての啓発に努める。

#### (1) 環境にやさしい買い物運動の推進

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ・ 実 績	30 年 度 実 績
買い物袋持参デー	10 月 5 日	10 月 5 日	10 月 5 日
買い物でエコキャンペーン	2 か 月 間	2 か 月 間	2 か 月 間

#### (2) 県民の環境へ配慮する意識の向上

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ・ 実 績	30 年 度 実 績
廃棄物発生抑制推進対策事業 (食品ロス削減推進事業)	右記に加え、食品ロス削減協力店の登録、食品ロスに顕著な取り組みを行う企業や団体等の表彰の実施	ごみゼロ・じゅんかんぐるぐるBOOKの配布、ホームページの更新、小学校への環境学習の実施	

### 5 食品表示の適正化

#### (農林水産物の安全・安心確保計画、食品衛生監視指導計画を一部再掲)

食品表示制度についての指導、検査を強化し、「食品表示法」「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」に係る表示制度の普及啓発、店舗等への立入検査等の実施などにより、消費者の信頼確保に取り組む。

### (1) 適正な表示の実施に向けた指導体制

食品の適正な表示について、各担当部局における指導体制の強化を図るとともに、庁内の関係部局と高松市保健所で構成する「香川県食品安全連絡会議食品表示部会」において連携、調整を行う。

### (2) 消費者からの情報の収集

消費者からの表示に関する情報・相談の受付窓口として食品表示110番を開設し、不適正な表示については調査を行い、改善の必要がある場合は指導等を実施する。

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( ) は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
「食品表示 110 番」による情報窓口設置	継続	継続 (3 件)	13 件

### (3) 普及啓発

食品関係事業者に対し説明会を開催するとともに、パンフレット等を配布して、適正な表示についての意識啓発を行う。

また、食品衛生責任者養成講習会等において、適正な食品表示についての研修を実施する。

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( ) は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
食品関係事業者等に対する説明会等（農林関連）	18 回	18 回 (13 回)	20 回
食品関係営業者等に対する説明会等（衛生関連）	50 回*	50 回* (56 回) *	75 回*

(\*は高松市保健所分を含む)

### (4) 品質表示の適正化への取組み

店舗等への定期的な巡回調査や食品表示 110 番への情報に基づく調査や立入検査、表示違反の疑いのある食品についての DNA 鑑定等を実施し、品質表示の適正化を推進する。

- ・スーパーや産直施設などの小売店舗、卸業者などへの巡回調査
- ・中間流通業者などの流通段階での表示状況の調査
- ・食品表示 110 番などの情報に基づく調査や立入検査
- ・健康食品の販売施設等への実地指導に当たるとともに、健康増進法など関係法令の周知広報を行い、自主的な法令遵守を促進
- ・表示違反の疑いのある食品については、DNA 鑑定等科学的な分析や調査を実施
- ・生産者、加工者、流通業者、消費者、学識経験者等で構成する「食品表示指導推進委員会」において、食品表示の指導に関する検討及び情報交換を実施
- ・偽装表示など悪質な違反には、法令に基づく指導・処分を実施し、必要に応じ公表

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( ) は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
定期的な店舗の巡回・調査 (商品の名称・原産地の表示や伝 票による産地確認等)	100 か所	100 か所 (83 か所)	103 か所
米トレーサビリティ法に係る店舗 の調査・指導等	110 か所	110 か所 (63 か所)	120 か所
「さぬきの夢」ブランドうどん等 の表示確認調査	継続	継続 (20 検体)	23 検体
食品表示法及び健康増進法に基づ く調査	100 か所	100 か所 (125 か所)	120 か所

#### (5) 食品衛生監視指導の取組み

食品衛生監視指導のなかで、アレルギー物質を含む食品に関する表示などの正しい食品表示を徹底するよう取組む。

業 務 内 容	2 年 度 計 画	元 年 度 計 画 ( ) は 12 月 末 実 績	30 年 度 実 績
許可を要する食品営業施設の立入 監視	14,783 回*	14,674 回* (9,389 回) *	11,766 回*
許可を要しない食品取扱施設の立 入監視	5,593 回*	5,607 回* (6,273 回) *	6,322 回*

(\*は高松市保健所分を含む)